

社会福祉法人 慶寿会

平和町介護サービスセンター 運営規程 (指定居宅介護支援事業所)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶寿会が開設する社会福祉法人慶寿会平和町介護サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう指定居宅介護支援を行う。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総括的かつ効率的に提供されるよう考慮して行うものとする。
 - 3 事業の運営に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業所の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 - 7 前 6 項のほか、「茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年茅ヶ崎市条例第 9 号）並びに茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 30 年 茅ヶ崎市条例第 6 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 社会福祉法人 慶寿会 平和町介護サービスセンター
 - (2) 所在地 茅ヶ崎市松が丘1-7-34-2 ZEN茅ヶ崎2階

(職員の職種、員数及び勤務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1 名 主任介護支援専門員（常勤・兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員 常勤専任職員 3 名以上
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。
管理者及び非常勤は勤務時間数により換算する。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日は、月曜日から土曜日とする。
(ただし、12月30日から1月3日までは、実施しないこととする。)
 - (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

(指定居宅介護支援の提出方法、内容、利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスが受けられるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 利用者が介護保険施設へ入所を要する場合は、介護保険施設へ紹介する。
- (4) 居宅訪問頻度は月1回以上とする。
- (5) 課題分析式は、居宅サービス計画ガイドライン方式・MDS-HC方式・社会福祉方式・包括的自立支援プログラムとする。
- (6) 相談とサービス担当者会議の開催場所は相談室及び会議室等とする。
- (7) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、(当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合を除き)厚生労働大臣の定める基準によるものとする。
- (8) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は、その家族に対し、事前に文書等で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けること。
- (9) 担当者会議の開催又は担当者に対する照会等を行う。
- (10) 介護支援専門員が、居宅サービスの原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
- (11) モニタリングを実施し、結果を記録する
(利用者及びその家族と面接をする。利用者の事情により面接できなかった場合は、その旨を記録しておく。)

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、茅ヶ崎市、藤沢市については、辻堂 1丁目、2丁目、3丁目、6丁目とする。

(守秘義務及び秘密の保持)

第8条 当該事業における安全と信頼の確保

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(ハラスメント対策)

第9条 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発、相談(苦情を含む。以下同じ)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者を定めること等により、労働者に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービス等の提供を受けられるよう、提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施する。

(感染症対策)

第11条 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置について

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めて、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。

また、従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施する。

(虐待の未然防止)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束について)

第13条 事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を作る

(相談・苦情処理)

第15条 事業所は利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求めまたは市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3. 事業所は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故処理)

第16条 事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やか市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第17条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

(*又は、介護支援専門員等の資質向上のために、研修に機会を提供するものとする)

2 この規程(又は細則)に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慶寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成17年9月1日から施行する。

この規定は、平成18年6月1日から施行する。

この規定は、平成19年10月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年8月23日から施行する。

この規定は、平成23年1月1日から施行する。

この規定は、平成25年8月1日から施行する。

この規定は、平成25年9月1日から施行する。

この規定は、平成26年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年6月1日から施行する。